

計 画 書

中部広域都市計画道路の変更（沖縄市決定）

都市計画道路中「3・6・沖5号桃原1号線」及び「3・7・沖5号桃原2号線」を廃止する。

理由：「3・6・沖5号桃原1号線」は、昭和36年に県道24号線（起点）から市道山内諸見里線（終点）を結ぶ幹線道路として、延長約730m幅員8.5mで都市計画決定され、「3・7・沖5号桃原2号線」は、昭和36年に市道山内諸見里線（起点）から県道23号線（終点）を結ぶ幹線道路として、延長680m幅員7mで都市計画決定しました。

都市を取り巻く環境の変化に伴い、都市計画決定時の必要性が変化しつつある道路や厳しい財政状況により長期にわたる未整備都市計画道路が存在している中、沖縄市では、平成28年度に『道路整備プログラム策定業務』平成29年度に『長期未整備都市計画道路検証業務』を行い、都市計画道路の見直しを行いました。

その結果「3・6・沖5号桃原1号線」及び「3・7・沖5号桃原2号線」は、周辺道路の整備効果により幹線道路としての機能が低下すると共に、将来交通量が少なく（1100台／日）、費用対効果も1を下回ることが示されました。

また、「上勢桃原線」への代替で、既決定の都市計画の目的が達成できることや、現道で生活道路としての機能は維持できること、今後は、通学路や一部幅員が2.8m部分についても、道路管理者が現状の安全対策や教育部署との定期的な点検による意見交換等を実施していること及び今回上がった地域意見をもとに今後対策を検討していくことなどが確認できたことを踏まえて、「3・6・沖5号桃原1号線」及び「3・7・沖5号桃原2号線」を廃止するものとします。